

船舶事故等調査報告書

平成23年1月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010門第162号	
事故等種類	運航阻害	
発生日時	平成22年8月20日 23時00分ごろ	
発生場所	長崎県壱岐市壱岐長島灯台から真方位264° 10.5km 付近 (概位 北緯33° 43.0′ 東経129° 31.0′)	
事故等調査の経過	平成22年10月12日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 小型兼用船 ニューいそかぜ、16トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 NS2-15773（漁船登録番号）、郷ノ浦町漁業協同組合</p> <p>乗組員等に関する情報 機関長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p>	
死傷者等	なし	
損傷	左舷主機の全シリンダライナに縦傷	
事故等の経過	本船は、船長及び機関長の2人が乗り組み、壱岐島西方沖を航行中、平成22年8月20日23時00分ごろ、左舷主機において、清水温度高温警報装置が作動し、機関回転数の低下とともに煙突から黒煙が噴出したことから、機関長が同機を停止して、右舷主機単独運転で帰途についた。	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：波高 約2m</p>	
その他の事項	<p>本船は、漁場監視船として使用されていた。</p> <p>両舷主機は、海水が潤滑油及び清水の各冷却器で順次温度調節に使用されたのち、船外に排出されるようになっていた。</p> <p>左舷主機の清水冷却器は、海水流路が貝殻、海藻等で閉塞していた。</p> <p>機関長は、左舷主機の海水船外排出量の減少に気付いていなかった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、壱岐島西方沖を航行中、左舷主機において、清水冷却器の海水流路が閉塞して海水の流れが阻害されたため、清水温度が上昇し、ピストン及びシリンダライナが過熱膨張したことによって発生したものと考えられる。</p>
原因	本インシデントは、本船が壱岐島西方沖を航行中、左舷主機において、清水冷却器の海水の流れが阻害されたため、ピストン及びシリンダライナが過熱膨張したことによって発生したものと考えられる。	